

件 名

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

埼玉県公立学校教員採用選考試験の志願資格を変更するため、埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

埼玉県公立学校の教員採用志願に関する手続及び志願者に対する選考手続等に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

(1) 志願資格を有する者に「教育長が別に定める日までに教員免許状の受得見込確実な者として教育長が認める者」を加える。

(2) その他規定の整備

3 施行期日
公布の日

改正案	現行
<p>埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(志願資格)</p> <p>第三条 教員の採用を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める日までに教員免許状の受得見込確実な者として県教育長が認める者。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第四条 志願者は、志願書その他<u>県教育長</u>が必要と認める書類を、埼玉県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第五条～第九条 (略)</p>	<p>埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(志願資格)</p> <p>第三条 教員の採用を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第四条 志願者は、志願書その他<u>埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)</u>が必要と認める書類を、埼玉県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第五条～第九条 (略)</p>

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める日までに教員免許状の受得見込確実な者として県教育長が認める者。

第四条中「埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）」を「県教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。